

北海道大学極低温液化センター運営委員会内規

平成18年4月1日 制定

(設置)

第1条 北海道大学大学院理学研究院（以下「本研究院」という。）に極低温液化センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、極低温液化センター（以下「センター」という。）の共同利用に関し、必要な事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センターの運営責任者
- (2) 本研究院関係教員 若干名
- (3) 関係部局の長が推薦した者

(任期)

第4条 前条第2号及び第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センターの運営責任者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(小委員会)

第6条 委員会に、必要があるときは、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の組織及び運営等については、委員会が定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、理学・生命科学事務部において処理する。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 北海道大学極低温液化センター運営委員会内規（昭和40年11月18日制定）は、廃止する。